

第2期中期目標（案）	第2期中期目標（修正案）	評価委員の意見及びパブコメ意見等	市等の考え方	第2期中期目標（最終案）
前文	前文			前文
第1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。	第1 中期目標の期間			第1 中期目標の期間 平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とする。
第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 市民病院の果たすべき役割の明確化 (1) 医療機能の明確化 急性期医療を提供する地域の中核病院として 病床機能や病院規模等のあり方を 検討するとともに、地域における効率的な医療提供体制を確保するため、地域のニーズ等に沿った医療機能の充実や施設の整備、医療従事者の確保・育成等の役割を明確にすること。 (2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、医療・介護サービスの総合的な確保を図るため、 _____地域包括ケアシステムの構築が始まるなか、同システムにおける中核的な病院としての役割や位置付けを明確にすること。 (3) 災害等緊急時への対応 市が中核市 _____ 移行に向けて検討を進めているなか、大規模災害時医療や感染症対策など医療拠点としての役割を認識し、市及び地域の医療、介護、保健、福祉等 _____ と連携・協力して、迅速かつ的確に対応できる体制を構築すること。	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 市民病院の果たすべき役割の明確化 (1) 医療機能の明確化 地域における効率的な医療提供体制を構築するために、急性期医療を提供する地域の中核病院として、 適正な病床数の配置を検討し 、地域のニーズ等に沿った医療機能の充実や施設の整備、医療従事者の確保・育成等に 寄与すること 。 (2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、医療・介護サービスの総合的な 充実 を図るため、 公的な医療機関として 地域包括ケアシステムにおける中核的な役割や位置付けを明確にすること。 (3) 災害等緊急時への対応 市が中核市 への 移行に向けて検討を進めているなか、大規模災害の医療や感染症対策など医療拠点としての役割を認識し、市及び地域の医療、保健、福祉等に 係る諸機関 と連携・協力して、迅速かつ的確に対応できる体制を構築すること。	・文章の整理をする方が良い 急性期医療を提供する地域の中核病院として、適正な病床数の配置や地域のニーズ等に沿った医療機能の充実、施設の整備、医療従事者の確保・育成等を検討し、効率的な医療提供体制を構築すること。 ・「役割の明確化」として文章を整理する方が良い。 ・地域包括ケアシステムや災害時等への対応など大きな役割が与えられているが、実施するためには市の財政支援が必要である。 ・中核市への移行に関して、検討はスムーズにいくのか。	・市の中期目標は、法人としての市民病院に、達成すべき業務運営の目標を付与するものである。 ・大項目に「役割の明確化」とあり、小項目に「医療機能の明確化」となっているため、市として市民病院に将来に向けて検討してほしい項目を列挙し、各目的に対してどのようにしてほしいか明確に示すこととする。 ・災害や新型インフルエンザなどは、公立病院の役割として避けて通れない問題である。一般医療のなかで財政基盤を確立するが、政策的医療に関しては市に財政支援してもらうことになる。(市民病院) ・不採算部門等の政策医療については、当然市が補助していく。 ・中核市移行については、県に協力を要請したところであり、議員の意見はいろいろあるなか、議員の大半が賛同していると考えている。市民に対しては、中核市への移行について丁寧に説明していく予定である。	第2 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 1 市民病院の果たすべき役割の明確化 (1) 医療機能の明確化 急性期医療を提供する地域の中核病院として、地域のニーズ等に沿った医療機能の充実や施設の整備、医療従事者の確保・育成等に寄与すること。また、地域における効率的な医療提供体制を構築するために、適正な病床数の配置を検討 すること 。 (2) 地域包括ケアシステムのなかでの役割の明確化 団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、医療・介護サービスの総合的な充実を図るため、公的な医療機関として地域包括ケアシステムにおける中核的な役割や位置付けを明確にすること。 (3) 災害等緊急時への対応 市が中核市への移行に向けて検討を進めているなか、大規模災害の医療や感染症対策など医療拠点としての役割を認識し、市及び地域の医療、保健、福祉等に 係る諸機関 と連携・協力して、迅速かつ的確に対応できる体制を構築すること。

<p>2 高度な総合的医療の推進</p> <p>(1) 急性期医療の総合的な提供 多くの診療科を有する総合病院として、入院や手術を中心とした急性期医療を提供するとともに、複合疾患や患者ケアに総合的に対応する体制づくりを推進すること。 がんや脳血管疾患、心疾患、消化器系疾患のほか、高齢化の進展に伴い増大する整形外科系、呼吸器系等の疾患に対応できるよう機能の強化を図ること。 また、その他地域で必要な医療の提供体制の充実に努めること。</p> <p>(2) 救急医療の推進 二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療のさらなる充実と受入強化を図り応需率を高めること。</p> <p>(3) 予防医療及び市と連携した政策医療 市民の健康増進を図るため、市の保健・福祉行政と連携のもと、各種健康診断の実施やハイリスク小児の予防接種への対応、小児医療、認知症の初期鑑別診断など、予防医療及び政策医療の充実に努めること。</p> <p>3 利用者本位の医療サービスの提供</p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 患者等_____者に対し、市民病院の役割・機能について、わかりやすく_____情報_提供を行うこと。 インフォームド・コンセントを徹底するなど患者からの信頼と納得が向上するよ</p>	<p>2 高度な総合的医療の推進</p> <p>(1) 急性期医療の総合的な提供 急性期医療の総合的な提供</p> <p>(2) 救急医療の推進 救急医療の推進</p> <p>(3) 予防医療及び市と連携した政策医療 市民の健康増進を図るため、市の保健・福祉行政と連携して、各種健康診断の実施やハイリスク小児の予防接種への対応、社会問題となっている認知症の初期鑑別診断などの社会的要請に応えていくこと。</p> <p>3 利用者本位の医療サービスの提供</p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 患者やその家族等の病院利用者に対し、市民病院の役割・機能について、わかりやすく説明し、有意義な情報を提供すること。 インフォームド・コンセントを徹底する</p>	<p>・周産期や小児医療の充実が抜けているのではないか。急性期医療の総合的な提供のなか、周産期や小児医療の項目がなくなったのには意味があるのか。</p> <p>・認知症に関して突然出てきているが、市民病院で対応可能か、受け入れるのか。</p> <p>・予防医療等の欄に小児医療があるのは、違和感がある。</p>	<p>・産科は市内の民間病院等で3,000強の取扱があり、市民病院は現在ハイリスク分娩を中心に産科を受け付けているが、取扱件数との関係から、第2期は特別に項目出ししない方針にしている。</p> <p>・周産期は独法の大きな課題であったが、地域の充足状況を考えると無理する必要はないとの認識で、今後は地域の中核病院として、リスクの高い産科を中心に受け入れていく。(市民病院)</p> <p>・心臓や腎臓などの高度な小児医療は、小児科医が充実している子ども病院等に集約化されている。市民病院では小児患者の大半が感染症であり、地域のニーズに根ざした医療を目指す。(市民病院)</p> <p>・第2-2-1「地域で必要な医療の提供体制の充実」のところ、小児医療を含める形で具体的な内容については、法人の中期計画で定めてもらうこととする。</p> <p>・心療内科や精神科で対応可能であり、認知症鑑別診断にはCTやMRIが必要であることから、今後、地域包括ケアシステムの中で市民病院は一定の役割は果たすべきだと考えている。(市民病院)</p> <p>・高齢化が進展するなかで、認知症鑑別診断は、社会的に要請されており、市としてはその役割を市民病院に担ってもらいたいと考えている。</p> <p>・市内で唯一の小児科の入院機能があり、市内の小児科医の後方支援という役割に期待し、政策医療のなかの1つに入れたが、(1)急性期医療の総合的な提供の「その他地域で必要な医療の提供体制の充実」の部分で、小児医療も含む予定としている。</p>	<p>2 高度な総合的医療の推進</p> <p>(1) 急性期医療の総合的な提供 多くの診療科を有する総合病院として、入院や手術を中心とした急性期医療を提供するとともに、複合疾患や患者ケアに総合的に対応する体制づくりを推進すること。 がんや脳血管疾患、心疾患、消化器系疾患のほか、高齢化の進展に伴い増大する整形外科系、呼吸器系等の疾患に対応できるよう機能の強化を図ること。 また、その他地域で必要な医療の提供体制の充実に努めること。</p> <p>(2) 救急医療の推進 二次救急診療や一次救急の後方支援、地域の小児医療の要として小児救急の充実など、地域の基幹病院として救急医療のさらなる充実と受入強化を図り応需率を高めること。</p> <p>(3) 予防医療及び市と連携した政策医療 市民の健康増進を図るため、市の保健・福祉行政と連携して、各種健康診断の実施やハイリスク小児の予防接種への対応、社会問題となっている認知症の初期鑑別診断などの社会的要請に応えていくこと。</p> <p>3 利用者本位の医療サービスの提供</p> <p>(1) 医療における信頼と納得の実現 患者やその家族等の病院利用者に対し、市民病院の役割・機能について、わかりやすく説明し、有意義な情報を提供すること。 インフォームド・コンセントを徹底するなど患者からの信頼と納得が得られる医療の</p>
--	---	---	--	--

<p>に努めること。</p> <p>(2) 利用者本位のサービスの推進 市民や患者等のニーズを的確に把握し、受療環境や患者等の利便性の向上など、利用者本位の医療サービスに向けて改善を続けること。</p> <p>4 地域とともに推進する医療の提供</p> <p>(1) 地域医療支援病院としての役割の推進 地域の医療機関の後方支援を行うとともに、協働して地域の医療を担う体制を整備し、地域医療支援病院としての役割を積極的に果たすこと。</p> <p>(2) 地域の医療機関・介護事業者との連携強化 利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、医療機関や介護事業者等の多職種が連携して取り組める環境づくりに貢献すること。</p> <p>(3) 地域社会や地域の諸団体との交流 市民や関係団体に____講座やイベントを通じて急性期医療から在宅医療・介護に関する情報の普及啓発を行うこと。 また、市民等が医療及び介護のあり方に関心を持ち、疾病予防や介護予防にも積極的に取り組んでいけるような機会づくりを担うこと。</p>	<p>など患者からの信頼と納得が得られる医療の提供に努めること。</p> <p>(2) 利用者本位のサービスの推進</p> <p>4 地域とともに推進する医療の提供</p> <p>(1) 地域医療支援病院としての役割の推進</p> <p>(2) 地域の医療・保健・福祉との連携の推進 利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、医療機関や介護事業者等の多職種が連携して取り組める体制づくりに貢献すること。</p> <p>(3) 地域社会や地域の諸団体との交流 市民や関係団体に公開講座やイベントを通じて急性期医療から在宅医療・介護に関する知識の普及・啓発を行うこと。 また、市民等が医療及び介護のあり方に関心を持ち、疾病予防や介護予防にも積極的に取り組んでいけるような機会づくりを担うこと。</p>			<p>提供に努めること。</p> <p>(2) 利用者本位のサービスの推進 市民や患者等のニーズを的確に把握し、受療環境や患者等の利便性の向上など、利用者本位の医療サービスに向けて改善を続けること。</p> <p>4 地域とともに推進する医療の提供</p> <p>(1) 地域医療支援病院としての役割の推進 地域の医療機関の後方支援を行うとともに、協働して地域の医療を担う体制を整備し、地域医療支援病院としての役割を積極的に果たすこと。</p> <p>(2) 地域の医療・保健・福祉との連携の推進 利用者の視点に立った切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、医療機関や介護事業者等の多職種が連携して取り組める体制づくりに貢献すること。</p> <p>(3) 地域社会や地域の諸団体との交流 市民や関係団体に公開講座やイベントを通じて急性期医療から在宅医療・介護に関する知識の普及・啓発を行うこと。 また、市民等が医療及び介護のあり方に関心を持ち、疾病予防や介護予防にも積極的に取り組んでいけるような機会づくりを担うこと。</p>
--	---	--	--	--

<p>5 総合力による医療の提供</p> <p>(1) チーム医療と院内連携の推進 医療に携わる全職員が、部門や職種を超えた良好なコミュニケーションのもと、各職種が協働してチーム医療を推進し、患者に対して最善の医療を提供すること。</p> <p>(2) 情報の一元化と共有 DPC（診断群分類別包括評価）による診療情報や病床管理情報など、医療に関する重要な情報を担当部署に一元化するとともに、関係部署で共有することによって、患者に対してより効果的な医療を提供すること。</p> <p>6 医療の質の向上</p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 電子カルテや診療情報データ等を活用し、計画的かつ継続的な取組により、医療の質の向上を図ること。</p> <p>(2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底 患者に安全安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の機能をさらに強化するとともに、医療事故や院内感染に関する情報収集と分析を行い、医療事故等の予防、再発防止対策の徹底を図ること。</p>	<p>5 総合力による医療の提供</p> <p>(1) チーム医療と院内連携の推進</p> <p>(2) 情報の一元化と共有 DPC（診断群分類別包括評価）による診療情報や病床管理情報など、医療に関する重要な情報を担当部署に一元化するとともに、関係部署で共有することによって、患者に対してより安全で質の高い効果的な医療を提供すること。</p> <p>6 医療の質の向上</p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 医療職等は専門学会や研究会に積極的に参加し自己研鑽に努めるとともに、高度専門医療の知識と技術の習得に努力すること。 また、各種専門の教育研修病院としての資格や高度専門医療実施病院として必要な施設基準を取得すること。 診療情報の分析や評価指標の活用などによる医療の質の向上に努めること。</p> <p>(2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底</p>	<p>・具体性に欠ける。具体的に書き込む必要がある。 それぞれの職務能力を活かす、主体性がほしい。協働・調整していける体制を取る必要がある。</p> <p>・電子カルテや診療情報データの活用、計画的な取組が、医療の質の向上というにはピントがずれている。表現を改める方がよい。 ・下記の「医療職が集まり成長する人材マネジメント」と内容が重なる。</p>	<p>・具体的な内容や協働の体制については、法人が策定する中期計画の中で示されるものであると考えているため、市の中期目標は、最終的に「患者に対して最善の医療の提供すること」を求めることを目標とする。</p> <p>・病院全体として継続的な取組を通じて、個々の医療職が専門医療の知識と技術の習得により、病院全体の医療水準を上げることが目標とする。 ・教育研究病院としての資格や高度専門医療病院としての施設基準を取得するなど、病院としての取組やあり方による医療の質の向上を目標とする。</p>	<p>5 総合力による医療の提供</p> <p>(1) チーム医療と院内連携の推進 医療に携わる全職員が、部門や職種を超えた良好なコミュニケーションのもと、各職種が協働してチーム医療を推進し、患者に対して最善の医療を提供すること。</p> <p>(2) 情報の一元化と共有 DPC（診断群分類別包括評価）による診療情報や病床管理情報など、医療に関する重要な情報を担当部署に一元化するとともに、関係部署で共有することによって、患者に対してより安全で質の高い効果的な医療を提供すること。</p> <p>6 医療の質の向上</p> <p>(1) 継続的な取組による質の向上 医療職等は専門学会や研究会に積極的に参加し自己研鑽に努めるとともに、高度専門医療の知識と技術の習得に努力すること。 また、各種専門の教育研修病院としての資格や高度専門医療実施病院として必要な施設基準を取得すること。 診療情報の分析や評価指標の活用などによる医療の質の向上に努めること。</p> <p>(2) 医療安全や院内感染防止対策の徹底 患者に安全安心な医療を提供するため、医療安全管理部門の機能をさらに強化するとともに、医療事故や院内感染に関する情報収集と分析を行い、医療事故等の予防、再発防止対策の徹底を図ること。</p>
---	--	---	--	---

<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、個人情報の保護や情報公開には適切な対応を行うなど、行動規範の遵守と倫理の強化を図ること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保</p> <p>医療水準を向上させるため、迅速かつ柔軟な採用活動により優秀な医療職の人材確保に努めること。特に、増収につながる医師の確保を図ること。</p> <p>また、本来業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備を図ること。</p>	<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保</p> <p>医療水準を向上させるため、迅速かつ柔軟な採用活動により優秀な医療職の人材確保に努めること。特に、優れた診療技術や診療に係る高度で豊富な知識を持つ医師の確保を図ること。</p> <p>また、本来業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備を図ること。</p>	<p>・「増収につながる医師の確保」はヘッドハンティングすることを意味するのか。</p> <p>・ストレートな表現は良くない考える。</p> <p>・増収に必要な医師の確保は、救急医や呼吸器内科医が増えるとストレートに増収につながるため、やらなければならないことである。</p> <p>・高度で豊富な知識を持つ医者確保がそのまま増収につながるかは不明である。</p>	<p>・ヘッドハンティングではなく、診療単価が上がるような高度医療ができる医師の確保をしてほしいという趣旨である。</p> <p>・優れた診療技術や高度で豊富な知識を持つ医師の確保ができれば、新たな高度医療の提供により患者が集まるほか、その技術を習得したい研修医等も集まり、診療技術の伝承により医療水準の向上や医療職の確保にもつながると考えている。</p>	<p>(3) コンプライアンス（法令・行動規範の遵守）の強化</p> <p>医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、個人情報の保護や情報公開には適切な対応を行うなど、行動規範の遵守と倫理の強化を図ること。</p> <p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>1 医療職が集まり成長する人材マネジメント</p> <p>(1) 必要な医療職の確保</p> <p>医療水準を向上させるため、迅速かつ柔軟な採用活動により優秀な医療職の人材確保に努めること。特に、優れた診療技術や診療に係る高度で豊富な知識を持つ医師の確保を図ること。</p> <p>また、本来業務に専念できる体制や働きやすい環境の整備を図ること。</p>
--	--	---	--	---

<p>(2) 魅力ある人材育成システム 充実した医師の臨床研修システムや総合的な診療能力が習得できる教育体制の整備を図ること。 新人看護師の卒後臨床研修の充実や医療職を目指す学生のための実習の場の提供を図ること。また、地域の医療機関の職員への研修をはじめとして、地域全体の医療の質の向上に資すること。 魅力ある研修制度や研究環境の整備、専門職育成のための支援体制の充実を推進すること。 事務職を含めた全職員に対し医療全般の知識を得るための総合教育や、医療職を含めた管理監督職向けの教育の実施に努めること。</p> <p>2 経営管理機能の充実</p> <p>(1) 役員の責務 全職員が一丸となって、持続可能な経営を目指して市民病院が提供すべき医療機能の充実と収支改善の両立に向けて最大限努力すること。 全役員が経営に関する情報を共有しながら、広い視野で病院経営にあたること。</p> <p>(2) 管理運営体制の強化 組織の目標を確実に達成するため、各部門の責任と権限を明確にし、情報共有の徹底、意思決定の迅速化など、管理運営体制を強化すること。 医療職を含む中間管理職がマネジメント能力を発揮するよう努力すること。</p>	<p>(2) 魅力ある人材育成システム 医学生をはじめとする研修生、実習生に対する教育や研修体制の充実、医療従事者の育成に努めること。 また、各職務に関連する専門資格の取得など、専門性や医療技術の向上のための支援体制の充実を推進すること。</p> <p>2 経営管理機能の充実</p> <p>(1) 役員の責務 全職員が一丸となって、持続可能な経営を目指して市民病院が提供すべき医療機能の充実と収支改善の両立に向けて最大限努力できる体制を整備すること。 全役員が経営に関する情報を共有しながら、広い視野で病院経営にあたること。</p> <p>(2) 管理運営体制の強化</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・「魅力ある人材育成システム」のところでは、医学生や医療実習生に対する教育、個々の医療従事者の育成について、法人である市民病院の育成システムや制度などの整備、充実を求めている。 ・特に専門資格の習得や医療技術の向上のための支援体制の構築、推進といった個人に対しての教育体制の充実を求める。 ・魅力ある教育体制などが、その後の必要な医療職の確保につながると考え、医療の質の向上の部分とは一線を画すと考えている。 	<p>(2) 魅力ある人材育成システム 医学生をはじめとする研修生、実習生に対する教育や研修体制の充実、医療従事者の育成に努めること。 また、各職務に関連する専門資格の取得など、専門性や医療技術の向上のための支援体制の充実を推進すること。</p> <p>2 経営管理機能の充実</p> <p>(1) 役員の責務 全職員が一丸となって、持続可能な経営を目指して市民病院が提供すべき医療機能の充実と収支改善の両立に向けて最大限努力できる体制を整備すること。 全役員が経営に関する情報を共有しながら、広い視野で病院経営にあたること。</p> <p>(2) 管理運営体制の強化 組織の目標を確実に達成するため、各部門の責任と権限を明確にし、情報共有の徹底、意思決定の迅速化など、管理運営体制を強化すること。 医療職を含む中間管理職がマネジメント能力を発揮するよう努力すること。</p>
--	--	--	--	---

<p>(3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上 事務職の役割を明確にして、役割に応じた権限を持たせ、病院経営全般についてより推進できる体制づくりを行うこと。 専門性の向上を図るとともに、総合的な視点で組織の横断的役割を担う職員の育成に努めること。</p> <p>3 構造改革の推進</p> <p>(1) 組織風土の改革 地方独立行政法人にふさわしい組織にするため、希薄なコスト意識や前例踏襲主義など、独法以前の体質からの脱却を図るための職員の意識改革を進めること。</p> <p>(2) 人事給与制度の整備 職員の能力や成果を的確に反映し、モチベーション向上や人材育成につながる公正で客観的な人事評価制度の運用を行うこと。 <u>年功ではなく、職務や能力・成果と連動した新しい給与制度の整備、運用を図ること。</u> 各部門における定員や業務内容の見直しを行い、業務の効率化を図ること。</p> <p>(3) 購買・契約制度の改変 購買方法及び契約方法の見直しを行い、多様な手法の中から効率的な購買・契約システムとその推進体制を構築すること。 経費削減を図るため委託業務の内容の見直しを行うこと。</p>	<p>(3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上</p> <p>3 構造改革の推進</p> <p>(1) 組織風土の改革</p> <p>(2) 人事給与制度の整備</p> <p>(3) 購買・契約制度の改変</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人事給与制度改革と並行して退職給付制度の早期見直しも導入すべきで、過去の分は困難でも新規分から同規模法人の支給額に合わせる形にする必要がある。 ・成果に対する配分や賞与、給与への反映制度は避けられないが、経営情勢や病院業績に合わせて一定部分を臨機応変に変化させていかなければならないと考える。場合によっては退職給付制度の廃止に踏み込むことの必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・市としては、市民病院が将来にわたって果たすべき役割を全うするため、今必要とされている経営の健全化に取り組み、病院として再生を果たしてもらうことを目的とする。そのために必要な取組については、法人が策定する中期計画において定めるものと考えている。 	<p>(3) 事務職の役割の明確化と専門性の向上 事務職の役割を明確にして、役割に応じた権限を持たせ、病院経営全般についてより推進できる体制づくりを行うこと。 専門性の向上を図るとともに、総合的な視点で組織の横断的役割を担う職員の育成に努めること。</p> <p>3 構造改革の推進</p> <p>(1) 組織風土の改革 地方独立行政法人にふさわしい組織にするため、希薄なコスト意識や前例踏襲主義など、独法以前の体質からの脱却を図るための職員の意識改革を進めること。</p> <p>(2) 人事給与制度の整備 職員の能力や成果を的確に反映し、モチベーション向上や人材育成につながる公正で客観的な人事評価制度の運用を行うこと。 また、社会情勢に適合し健全な経営につながる新しい給与制度の整備、運用を図ること。各部門における定員や業務内容の見直しを行い、業務の効率化を図ること。</p> <p>(3) 購買・契約制度の改変 購買方法及び契約方法の見直しを行い、多様な手法の中から効率的な購買・契約システムとその推進体制を構築すること。 経費削減を図るため委託業務の内容の見直しを行うこと。</p>
--	--	--	--	--

<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保 引き続き診療体制の充実を図り、病床利用率や診療単価の向上による増収に努めること。診療報酬請求等の的確な対応や未収金対策で収入の確保に努めること。 また、診療報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p> <p>(2) 支出管理などによる経費削減 人件費や経費等について、具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための様々な取組を進め、経費等削減を徹底すること。 原価計算等を活用するなど経費支出の適切なコントロールを強化すること。</p> <p>2 安定した経営基盤の確立</p> <p>(1) 経常収支の改善 中期目標期間内における累計経常収支の黒字はもちろんのこと、将来にわたり持続可能な病院経営ができるように資金ベースも見込んだ黒字額を確保すること。 特に、運営費負担金は政策医療など不採算分野等の経費であることを十分認識し、運営費負担金に頼ることなく、自立した病院経営を図ること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保 引き続き診療体制の充実を図り、病床利用率や診療単価の向上による増収に努めること。診療報酬請求等の的確な対応や未収金対策で収入の確保に努めること。 また、診療報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p> <p>(2) 支出管理などによる経費削減 人件費や経費等について、具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための様々な取組を進め、経費等削減を徹底すること。 原価計算等を活用するなど経費支出の適切なコントロールを強化すること。</p> <p>2 安定した経営基盤の確立</p> <p>(1) 経常収支の改善 中期目標期間内において、すみやかに累計経常収支の黒字化を図ることはもちろんのこと、将来にわたり持続可能な病院経営ができるように資金ベースも見込んだ黒字額を確保すること。 また、公的な医療機関として不採算医療や政策医療などを担っているため、能率的な経営を行ってもなお、客観的に独立採算が困難な経費については、市から一般会計の負担として運営費負担金を支出することとなるが、市民が納得できるよう、当該負担金については基本と内容を明らかにした上で、適切に中期計画へ反映すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・この記載では市の税収入よりすべて工面されていると誤解されることを懸念する。国より市に交付金として入っている割合も大きいはずなので、それがわかるよう載せること。 ・負担金に頼ることなく自立した病院経営を図ることは、独法化した使命でもある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不採算医療や政策医療については、国からの地方交付税が充てられているが、現在交付している運営費負担金のうち、概ね半分以下であることが予測されている。 ・この運営費負担金については、その成り立ちを前文で十分に説明していることから、表現の一部を変更するものの、表現的には問題はないと考えている。 ・自立した病院経営を図るという意味では市民が納得できるような診療体制や診療内容にすることが求められており、その具体的な対策は、市民病院として負担金に見合った中期計画や年度計画を定めていくことになる。 	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 業績管理の徹底</p> <p>(1) 診療実績の向上による収入の確保 引き続き診療体制の充実を図り、病床利用率や診療単価の向上による増収に努めること。診療報酬請求等の的確な対応や未収金対策で収入の確保に努めること。 また、診療報酬改定や健康保険法等の改正には迅速に対応し、収益の改善を図ること。</p> <p>(2) 支出管理などによる経費削減 人件費や経費等について、具体的な数値目標を設定し、その達成を図るための様々な取組を進め、経費等削減を徹底すること。 原価計算等を活用するなど経費支出の適切なコントロールを強化すること。</p> <p>2 安定した経営基盤の確立</p> <p>(1) 経常収支の改善 中期目標期間内において、すみやかに累計経常収支の黒字化を図ることはもちろんのこと、将来にわたり持続可能な病院経営ができるように資金ベースも見込んだ黒字額を確保すること。 また、公的な医療機関として不採算医療や政策医療などを担っているため、能率的な経営を行ってもなお、客観的に独立採算が困難な経費については、運営費負担金として国及び市から費用を支出することとなるが、市民が納得できるよう、当該負担金については内容を明らかにした上で、適切に中期計画へ反映すること。</p>
--	--	--	---	--

<p>(2) 資金収支の改善と計画的な投資 医療機器の購入や設備投資には、____ ____採算性を検討するとともに、購入や投資後の投資効果の検証を実施すること。 また、病院建替など将来の設備投資に備えた財源の確保に努めること。</p>	<p>(2) 資金収支の改善と計画的な投資 医療機器の購入や設備投資には、地域の医療状況や市民ニーズを踏まえながら採算性を検討するとともに、購入や投資後の投資効果の検証を実施すること。 また、病院建替など将来の設備投資に備えた財源の確保に努めること。</p>			<p>(2) 資金収支の改善と計画的な投資 医療機器の購入や設備投資には、地域の医療状況や市民ニーズを踏まえながら採算性を検討するとともに、購入や投資後の投資効果の検証を実施すること。 また、病院建替など将来の設備投資に備えた財源の確保に努めること。</p>
--	--	--	--	---